

(1)特定地域医療提供機関 (B水準)

○選択項目 項目1～3のうち、一つ以上を満たすこと。

項目	指定要件	チェック	確認方法	備考
1	救急医療を提供する医療機関 ※以下のア、イのうち、一つ以上を満たすこと。		・様式1-2	・新医療法第113条第1項第1号
	ア 三次救急医療機関			
イ	二次救急医療機関 かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関			
2	在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関			・新医療法第113条第1項第2号
3	地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関 ※以下のア、イのうち、一つ以上を満たすこと。		・様式1-2	・新医療法第113条第1項第3号
	ア 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関 (例)精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関			
	イ 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例)高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等			

○共通項目 以下のすべての項目を満たすこと

4	36 協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること。			-
5	医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること。 (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 (2)次に掲げる事項が全て記載されていること。 ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項		・医師労働時間短縮計画(案) ・医療機関勤務環境評価センターによる評価結果報告書	・新医療法第113条第3項第1号
	6	新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。		
7	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと		・様式5	・新医療法第113条第3項第3号
8	B水準を適用することが医療計画や地域医療構想との整合がとれており、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。		・様式1-2	-

※新医療法:良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)による改正後の医療法

(2)連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

○以下の項目をすべて満たすこと

項目	指定要件	チェック	確認方法	備考
1	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること。		・様式2-2	・新医療法第118条第1項
2	(医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ)36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること。			-
3	医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること。 (1)当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 (2)次に掲げる事項が全て記載されていること。 ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項		・医師労働時間短縮計画(案) ・医療機関勤務環境評価センターによる評価結果報告書	・新医療法第118条第2項 ・新医療法第113条第3項第1号
4	新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。			・新医療法第118条第2項 ・新医療法第113条第3項第2号
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。		・様式5	・新医療法第118条第2項 ・新医療法第113条第3項第3号
6	連携B水準を適用することが医療計画や地域医療構想との整合がとれており、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。		・様式2-2	-

※新医療法：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)による改正後の医療法

(3)技能向上集中研修機関 (C-1水準)

○以下の項目をすべて満たすこと

項目	指定要件	チェック	確認方法	備考
1	県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関であること。 ※以下のア、イのうち一つ以上を満たすこと			・新医療法第119条第1項
	医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診察能力を身につけるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるもの		・様式3-2 ・(イの場合)日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムが確認できる資料 ※(アの場合)臨床研修プログラムは、年次報告等で確認するため、提出不要。	
	医師法第十六条の十一第一項の研修を行う病院又は診療所 当該研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を習得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるもの			
2	「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上で、医師労働時間短縮計画の案に記載された時間外・休日労働の実績及び指定申請の際に明示されたプログラム・カリキュラムの想定労働時間(プログラム全体及び各医療機関における時間)を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること。		・様式3-2 ・医師労働時間短縮計画(案) ・医療機関勤務環境評価センターによる評価結果報告書	-
3	医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること。 (1)当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 (2)次に掲げる事項が全て記載されていること。 ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項		・医師労働時間短縮計画(案) ・医療機関勤務環境評価センターによる評価結果報告書	・新医療法第119条第2項 ・新医療法第113条第3項第1号
	4	新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。		
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。		・様式5	・新医療法第119条第2項 ・新医療法第113条第3項第3号
6	C-1水準を適用することが医療計画や地域医療構想との整合がとれており、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。		・様式3-2	-

※新医療法:良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)による改正後の医療法

(4)特定高度技能研修機関 (C-2水準)

○以下の項目をすべて満たすこと

項目	指定要件	チェック	確認方法	備考
1	特定分野(医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。)における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う医療機関		・国の審査組織に申請した「医療機関申請書」及び「技能研修計画」	・新医療法第120条第1項
2	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在する。			-
3	医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること。 (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 (2)次に掲げる事項が全て記載されていること。 ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項		・医師労働時間短縮計画(案) ・医療機関勤務環境評価センターによる評価結果報告書	・新医療法第120条第2項 ・新医療法第113条第3項第1号
4	新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。			・新医療法第120条第2項 ・新医療法第113条第3項第2号
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。		・様式5	・新医療法第120条第2項 ・新医療法第113条第3項第3号
6	C-2水準を適用することが医療計画や地域医療構想との整合がとれており、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。		・国の審査組織に申請した「医療機関申請書」及び「技能研修計画」	-

※新医療法:良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)による改正後の医療法